



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(6 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221854)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



東郷海軍長官
大臣の命令に
照会を仰ぐ
事とする
三三七八

安全保障条約 (A案)

(前文略)

三三七八

第一条

日本国に対し武力攻撃が行われ同時に又は引き続きアメリカ合衆国に対し武力攻撃が行われることにより極東の平和が破壊されたときは、両国政府は必要ないつさいの援助を相互に与えるものとする。

第二条

極東における平和の破壊の急迫した脅威が生じた場合、両国政府は直ちに協議しなければならぬ。

極秘	4
	5

第三条

第一条の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このよきな措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適当な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第四条

1 第一条の目的を即時かつ効果的に達成するため、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の要請に基きその軍隊を日本国領域内に配備することを受諾する。

2 日本国内に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主要

な装備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域は両国政府の合意によつて決定されるものとする。

日本国内に配備されるアメリカ合衆国の軍隊の地位は、別の協定において定められるものとする。

第五条

1 この条約は、締約国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

2 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自国が関係することがあるいかなる国際紛争も平和的手段によつて国際の平和

及び安全並びに正義を危くしないように解決すること、並びに、その国際関係において、国際連合の目的と両立しないいかなる方法による武力による威嚇又は武力の行使も懐むことを約束する。

第六条

この条約の実施に関して相互の協議を必要とするすべての事項に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協議機關として、合同委員會を設置する。合同委員會は、必要とする補助機關を設置することができる。

第七条

この条約の実施に關する細目は、兩政府の協議により合意されるものとする。

第八条

この条約は、千九百六十五年七月三十一日まで効力を有し、その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。いずれの一方の締約國も、他方の締約國に対し一年前に文書による予告をすることによつて、前項に掲げる期日に又はその後五箇年以内の条約を終了させることができる。

経正規言のんあひ
ある。

極	4
秘	5

第一条

日本国及びアメリカ合衆国に対し武力攻撃が行われるときは、各締約国は、国際連合憲章第五十一条によつて認められている個別的又は集団的自衛権の行使として許される範囲内において、必要ないつさいの援助を相互に与えることにより、極東における安全を回復し及び維持するために協力するものとする。

安全保障条約（草案）

（前文略）

第一条

1 日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を相互の合意による決定に基き日本国内に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

2 前項に基いて相互の合意によつて決定されるべき事項の中には、日本国内に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主要な

極	4
秘	5

設備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域が含まれるものとする。

3 日本国内に配備されるアメリカ合衆国の軍隊の地位は、別の協定において定められるものとする。

第二条

1 日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の脅迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の防衛のため必要な共同措置を執るため直ちに協議しなければならぬ。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならぬ。このよりの措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適当な機関が国

國の平和及び安全を回復し、かつ、維持するため必要なる措置を
執つたときは、終止しなければならない。

第三條

アメリカ合衆國がこの条約の第一條に基づいて日本国内に配備され
た軍隊を同条及び第二條第一項に掲げられた目的以外の目的に使用
しよとするときは、事前に日本國の同意を得なければならない。

第四條

この条約は、締約國の國際連合憲章に基く權利及び義務又は國
際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、いかな
る影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはなら
ない。

締約國は、國際連合憲章に定めるところに従い、自國が關係す
ることがあるいかなる國際紛争も平和的手段によつて國際の平和
及び安全並びに正義を危くしないように解決すること、並びに、
その國際關係において、國際連合の目的と両立しないいかなる方
法による武力による威嚇又は武力の行使を懐むことを約束する。

第五條

この条約の實施に関して相互の協働を必要とするすべての事項に
關する日本國とアメリカ合衆國との間の協働機關として、合同委員
會を設置する。合同委員會は、必要とする補助機關を設置すること
ができる。

第六條

この条約の実施に関する細目は、両政府の協議により合意されるものとする。

第七條

1. この条約は、千九百六十二年七月三十一日まで効力を有し、その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。
2. いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、前項に掲げる期日に又はその後いつてもこの条約を終了させることができる。